# 四日市中央通り地下駐車場清掃（収集・運搬）業務委託特記仕様書

（その１）

**（共通事項）**

第１条　本業務の履行にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」（三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧）を準用するが、以下の項目を優先する。

１　受託者は、関係法令を遵守し、法令に基づき所要の手続きを得ること。

２　品質管理については、監督職員が提出を求めた場合のみ行うこと。

３　産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の利用の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。

４　本業務は、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受託者が本年度に課税対象者となった場合には、翌年度の４月１日から８月 31 日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税証明書を添付して当該委託業務の発注者に対して支払い請求を行うこと。

５　本業務に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種の選定、使用方法について十分考慮すること。

６　資材購入及び業務の一部を再委託業者にて履行する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。なお、業務の履行について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第 18 条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書（発注者指定の様式）に添付し提出すること。

７　履行に当たり、業務看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。

８　この契約による業務の受託者は、業務を履行するに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

**（その他）**

第２条　この仕様書のほか、特記仕様書を定めたときは、その特記仕様書を優先して適用するものとする。

**【個人情報の取り扱いに関する事項】**

第３条　この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

【暴力団等不当介入に関する事項】

（契約の解除）

第４条　四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

（暴力団等による不当介入を受けたときの義務）

第５条　（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）⑴⑵の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

【障害者差別解消に関する事項】

（対応要領に沿った対応）

第６条　（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（２）⑴に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第９条　上記第７条に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第１　この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（受託者の義務）

第２　乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。

２　乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

（秘密の保持）

第３　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

３　管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

（収集の制限）

第５　乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

（複写、複製の禁止）

第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約によ

る業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

（資料等の返還）

第９　乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

（１）紙媒体　　シュレッダーによる裁断

（２）電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

（研修・教育の実施）

第１０　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

（苦情の処理）

第１１　乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（定期報告及び事故発生時における報告）

第１２　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）

第１３　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の

承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（契約解除及び損害賠償）

第１４　甲は､乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書

| 明示項目 | 明示事項 | 条件及び内容 |
|---|---|---|
| 設計積算条件 | ☑ 工事工種 | ☑ 道路維持業務委託 ☐ 河川維持業務委託　☐ 公園工事<br>☐ その他（　　） |
| | ☑ 積算基準 | ☑ 三重県県土整備部制定　　令和8年7月制定<br>（　　） |
| | ☑ 単価適用日 | ☑ 令和8年4月1日制定（令和8年9月1日一部改訂）<br>☑ 建設物価・積算資料　　令和　8　年　9　月 |
| | ☑ 四日市市週休2日制工事実施要領 | ☑ 週休２日制工事<br>☐ 週休２日制対象外工事（工事の実働日数が30日未満の工事）<br>☐ 週休２日制対象外工事（現場閉鎖困難な工事）<br>☐ 週休２日制対象外工事（発注者が対象工事に適さないと判断する工事） |
| | ☑ 施工区分 | ☑ 市街地（DID補正）(1)-1　☐ 市街地（DID補正）(1)-2<br>☐ 市街地（DID補正）(1)-3<br>☐ 一般交通影響有り(1)-1　☐ 一般交通影響有り(1)-2<br>☐ 一般交通影響有り(2)-1　☐ 一般交通影響有り(2)-2<br>☐ 山間僻地及び離島　　☐ 補正なし |
| | ☑ 一般管理費の補正 | ☑ 前払金支出割合に係る一般管理費の補正<br>☐ あり　　☑ なし<br>☑ 契約保証に係る一般管理費の補正<br>☐ あり　　☑ なし |
| | ☐ 随意契約による調整 | ☐ あり　　☐ なし |
| 工程関係 | ☐ 施工時期 | ☐ １回刈り　１回目（　8　月）<br>☐ ２回刈り　１回目（　　月）　２回目（　　月）<br>☐ その他<br>○ 回刈り　１回目（　　月）　２回目（　　月）<br>３回目（　　月） |
| 交通安全関係 | ☑ 交通安全施設等 | ☐ 交通安全施設等の配置<br>☐ 別途図面　☐ その他（　　）<br>☐ 別途協議 |
| | | ☑ 交通管理要員の配置<br>☑ 配置人員（　1　人／日）<br>有資格者の配置　　☑ 要　☐ 不要<br>☐ 別途図面　☑ その他（特記仕様書のとおり<br>☐ 別途協議 |
| その他 | ☐ 段階確認 | ☐ 監督職員の指示により、除草工の刈幅及び刈高について段階確認を受けること。 |
| | ☐ 出来形管理 | ☐ |
| | ☑ 処理 | ☑<br>特記仕様書（その１）<br>特記仕様書（その２）　　参照 |
| | | ☐ 塵芥処理工については、施工範囲内に散在する空き缶、空き瓶、ペットボトル等を分別収集し、監督職員の指定した場所へ集積しておくこと。なお、不法投棄家電等の大型ゴミで持ち上げが出来ないものについては、この限りでない。 |
| | | ☐ 現場で発生したゴミ（空き缶、空き瓶、ペットボトル等）の収集及び分別作業を行い、袋詰めにしたものを　　に搬出すること。ゴミの処分は市が実施する。 |
| 適用条件 | | ☑ 三重県公共工事共通仕様書（　令和6年7月　）を準用<br>（部分改定を行った内容も含む<br>（最新改正：令和8年7月一部改定））<br>☐ 四日市市熱中症対策に資する現場管理費の補正試行要領<br>☐ ナフサ由来の建設資材に対する特例措置<br>☐ その他 |